

特定非営利活動法人パルシック役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人パルシックの理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する報酬（以下「役員報酬」という）、費用弁償、及びその他の給与の取り扱いに関する事項を定めることを目的とする。法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員にはその総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て定められた上限の範囲内において、役員報酬を支払うことができる。一人あたり年間報酬の上限は1000万円を越えない範囲とする。
2. 役員報酬の支給対象者及び支給金額等は、当該役員の職責と職務実態、本法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しつつ、理事会で決定する。監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。
3. 職員兼務役員が勤務実態に基づく給与のみの支払いを受ける場合、その者は役員報酬を受ける役員に含まない。
4. 役員に対する報酬等は、別途理事の合議で決定した金額を毎月末日締め、当月20日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込に係る費用はこの法人が別途負担するものとする。

第3条（実費弁償）

役員が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

第4条（改廃）

この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

付 則

この規程は2018年4月1日より施行する。

この規程は2023年7月1日より適用する。

この規程は2026年6月20日より適用する。（2026年3月10日理事会決議、6月20日総会決議）